

## 第14回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年8月29日(水)午後2時00分から午後2時25分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(24名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	6番	齊藤	一男
	7番	前川	厚司
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 農地法第5条の規定による許可について

第3号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

議案

第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

- |   |            |       |
|---|------------|-------|
| 5 | 事務局長       | 廣瀬 紀幸 |
|   | 忠類支局長      | 川瀬 康彦 |
|   | 農地振興係長     | 岩岡 夢貴 |
|   | 忠類支局農地振興係長 | 鈴木 亮二 |
|   | 農地振興係主査    | 菅原美栄子 |
|   | 農地振興係主任    | 南 敦朗  |

6 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第14回農業委員会総会を開催いたします。次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に4番渡邊委員、5番井田委員を指名いたします。よろしく願います。次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、11番蛭原委員より遅参する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。
事務局	報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」。農地所有適格法人報告書について、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は、議案書1ページの6月28日・第12回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、平成30年8月1日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地等一時転用の係る復元状況の報告について」。農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告します。案件は議案書2ページの平成29年6月27日に許可をしておりました1件でございます。今月21日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。  【議案第1号1番・2番について、議案書をもとに朗読】  以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
8番	8番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番・2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号1番・2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第1号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号3番・4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は、今月22日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第1号3番・4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第1号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第1号5番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書3ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	<p>それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。</p>
15 番	<p>15 番説明いたします。この案件は、平成 27 年 12 月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第 1 号 5 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p>
	<p>【議案第 2 号 1 番について、議案書をもとに朗読】</p>
	<p>この案件は、別添農地法 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、同法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
8 番	<p>8 番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借権の設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番は原案のとおり可決されました。</p>

議長 次に、議案第2号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 賃借権に移ります。

【議案第2号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、今月21日に石川委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第2号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は、今月21日に石川委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、今月22日に菅野委員、齊藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、今月24日に井田委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番につきましては、橋本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(8番 橋本委員退席)

それでは、議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設を目的とする転用でございます。農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用である事から、問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は橋本委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。この案件は、今年6月19日に農振除外案件として深松委員、飛田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】



議長 異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。  
(8番 橋本委員着席)

議長 次に、議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設を目的とする転用でございます。農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、今年6月22日に農振除外案件として菅野委員、井田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、堆肥場の設置を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地

基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、今月22日に菅野委員、齊藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、堆肥舎等の設置を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。この案件は、今月22日に菅野委員、齊藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これもちまして、第14回農業委員会総会を閉会します。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。